

J R 東海労働組合関西地「申」第3号
2025年8月25日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 坂上 啓 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「新幹線車両の床下部品（側カウル）の一部落下事故」に関する申し入れ

去る8月13日0時05分頃、東京仕業検査車両所において、仕業検査時、7号車床下部品（側カウル）が取り付いていないことが発見された。また、落下した側カウルは、同日0時11分頃、夜間作業中の係員が掛川～静岡駅間の上り線の線路脇で発見された。落下した側カウル部品の大きさは約60cm×80cm、重量約8kgとされ、走行中に落下するという重大事故であり、万が一利用者や沿線に被害を及ぼしていた可能性も否定できず、極めて重大な事案である。今回の落下事故について、安全上重大な問題であり労働組合として到底看過できない事案である。よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

- 1, 落下した側カウルの列車番号及び編成を明らかにすること。
- 2, 当該部品落下に至った経緯、取り付け不良・設計不備・点検不備など要因の切り分けを行い、時系列で詳細に明らかにすること。
- 3, 原因の究明結果は速やかに労使で共有し、現場にも具体的に周知すること。
- 4, 取り付け構造や点検手順の見直しなど、技術的・運用的両面から対策を講じること。
- 5, 一時的な追加点検の実施にとどめず、恒常的な仕組みとして再発防止を制度化すること。
- 6, 現場社員に対し、事故の内容・リスク・再発防止策を正しく共有すること。

以上